

補助金等適正化チェックシート

補助金等の名称		長久手市介護職員初任者研修等受講料助成金				担当部課	福祉部長寿課	
---------	--	----------------------	--	--	--	------	--------	--

基本情報	支出根拠		補助要綱	有	長久手市介護職員初任者研修等受講料助成金交付要綱				
			根拠法令等	無					
	総合計画	基本目標	4 誰もがいきいきと安心して暮らせるまち-生活			会計区分	一般会計		
		政策	4-1 住み慣れた場所で安心して暮らすことができる地域づくり			予算区分	3-1-2 老人福祉費		
		施策	4-1-1 くらしを支える生活基盤の充実			中事業名	介護職員確保事業		
	補助制度開始年度		平成30 年度	制度終了(予定)年度	(未定) 年度	細節名称	補助金		
	交付先(団体名) 又は対象者		介護職員初任者研修等を修了後、市内介護事業所等に新たに6月以上勤務し、交付申請時においても継続して勤務している者			交付年数【※】	通算		
	会員数【※】					年 月 日現在	会費【※】		
	他団体への交付【※】					制度の周知方法【※】			
	ガイドラインの適用		適用(予定)	令和4年度					
			例外規定	無し					
	最新年度の補助内容		補助対象経費	介護職員初任者研修等の研修受講料全額とし、10万円を限度とする。					
			補助対象事業費の総額	338,000円	補助金額	338,000円	事業全体の補助率	100%	
			特記事項						

補助金等の目的・内容・効果	目的	(市民生活の維持・向上に資するものか) 高齢者や障がい者の介護に従事する人材を育成し、市内の介護事業所等に従事する職員の確保又は資質の向上を図ること							
	内容	(団体向け補助の場合は補助対象となる活動内容について、個人向け補助の場合は制度概要について記入) 資格取得のために介護職員初任者研修等を受講した後、6か月以上、長久手市内の介護保険事業所及び障がいサービス事業所に勤務した方、もしくは、介護福祉士として法で定める養成施設の研修の受講料についての助成を行う							
	事業費補助の実績 (団体の主な活動の実績) ※今年度は予定		R3年度実績 (2021)	R4年度実績 (2022)	R5年度実績 (2023)	R6年度予定 (2024)			
			申請1件	申請0件	申請0件	申請5件			
	補助対象事業費		75,600円	0円	0円	338,000円			
	補助金額		75,600円	0円	0円	予算額	338,000円		
	財源	国及び県							
		市(一般財源)	75,600円			338,000円			
		その他							
	補助金等の効果 ※今年度は予定		資格を取得し介護事業所等で働く意思のある者の門戸を広げることで、介護職員の確保につながった	資格を取得し介護事業所等で働く意思のある者の門戸を広げたが、介護職員の確保につなげられなかった。	資格を取得し介護事業所等で働く意思のある者の門戸を広げたが、介護職員の確保につなげられなかった。	資格を取得し介護事業所等で働く意思のある者の門戸を広げることで、介護職員の確保につながる			
今後の方向性・担当部署の自由意見		補助金の目的は、「市内の介護事業所等に従事する職員の確保又は資質の向上を図ること」であるにも関わらず、資格取得後の就職した場合のみを補助対象としている。就職後の資格取得に係る費用を補助することでも、市内介護保険事業所への採用数も増加すると解釈し、対象者の拡大を実施できるか検討したい。なお、事業所が従業員に対する研修を実施した場合の費用を市が補助したときは、市が補助した金額の3/4を県から補助を受けることができる。							

【※】欄は、団体補助のみ

	確認の視点	チェック	左記のチェック内容とした理由	
公益性	補助事業（事業の内容）が、市の施策（総合計画）と整合性が図られているか	○	必要な介護サービス人材を確保するための支援として有効である	
	効果が幅広く市民生活の維持・向上に不可欠なものか	○	今後急激に高齢化が進み、要介護認定者も急増が見込まれており、介護職員の確保は必要不可欠である	
	市民ニーズは認められるか	○	介護職員不足によりサービスが十分に受けられない現状がある	
有効性・妥当性	補助金額に見合った効果があがっているか	○	令和5年度は、実績0人であったが、以前、助成金申請者に就職先を決めるきっかけのひとつになり、長久手市に就職したことを確認した。介護業界にとって不足している人員確保ができた	
	社会情勢の変化により補助効果が薄れていないか	×	近年の介護保険業界の動向では、従業員のキャリアパスを構築することは事業所の役割となってきた。資格取得後の就職のみを対象とするのは、社会情勢の変化に対応仕切れていない。	
	少額または申請件数の少ない補助金について継続していく必要があるか	○	介護職員不足は喫緊の課題であるとともに、これからの急激な高齢化に伴い介護職員の需要はますます増加していくため、継続の必要性は高い	
	直近3年間の成果（効果）状況が維持又は向上しているか	×	コロナ禍で市主催研修未実施のため	
	会計処理・実績報告が正確に行われているか【※】	—		
	補助対象経費	公金で補助することが妥当か	○	介護職員の確保は高齢者が安心して暮らせる社会基盤の整備として必要である
		補助率や補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○	
		経費の使途は明確か	○	
		基準を逸脱して補助していないか	○	
		運営費的な内容の補助により、補助対象が曖昧になっていないか【※】	—	
補助金額を超える繰越金の発生はないか【※】	—			
市の施策的課題の解決につながるものか	○	資格取得費用を補助することで介護職員への門戸を広げ、人材不足解決に直接的に効果がある		
社会情勢、他の自治体の取組状況を踏まえて実施が適切か	○	介護職員の確保は高齢者が安心して暮らせる社会基盤の整備として必要である。		
補完性・公平性・透明性・他	市民や団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○		
	委託や直接執行よりも補助金等による事業執行が適切か【※】	—		
	補助金を交付する目的が達成されたにもかかわらず、同一対象者に長期間にわたり補助金を支出していないか	○	要綱により、1人1回の助成に限定している。	
	補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか（特権的な恩恵を与えていないか）	×	長久手市内の事業所の人材確保のため、意図的に市内事業所への就職に限定した内容となっている。	
	同様の活動を行っていれば、誰でも補助を受ける機会が確保されているか【※】	—		
	補助金の概要、要綱等がホームページなどに掲載されているか	○		
	事業の実施状況(実情)の確認、監査等が適切に実施されているか【※】	—		
	補助事業に類似する事業がある場合に、統合の可能性を検討しているか	○	高齢者介護事業所だけでなく、障がい福祉サービス事業所を対象とし、統合した内容で要綱が定められている。	
総合評価	担当課の評価	評価理由、見直す場合はその内容		
	A	資格を取得し介護事業所等で働く意思のある者の門戸を広げることは有効であるので、今後も継続していく。		

【※】欄は、団体補助のみ